



調停について熱心に質疑応答する皆さん

皆で頑張ろうと意見交換行い 互いに学び誓い合いました

立退き問題の調停学習会開催

兵庫県東部の大阪府池田市に隣接する川西市中心部の市役所の向側にある2戸1の住宅の住民7世帯に平成27年7月に家主の代理人と称する不動産会社から老朽化を理由として立退き要求され、共産党市議員の紹介で兵庫県借地借家人組合に7名全員が相談に訪れ、全員が組合に加入し、

立退きの正当事由に当たらない

家主の代理人は、この件から手を引くことを告げ、家主から立退き要求は取り下げることと通告して来ましたが、これで一安心と思っていたら平成30年8月27日、家主の代理人の弁護士から当組合を窓口にして立退き問題について当事者と3者による立退き問題について意見交換会を開きました。

弁護士からの提案を拒否

- ①、退去に当たり12月〜3月分までの家賃の免除。
- ②、敷金全額返還。
- ③、引越費用全額支払
- ④、転居先の紹介。
- ⑤、立退き料として家賃の一年分の提案がありました。

11日(木)午前10時より7名に対して30分間隔で調停に話し合いが行われることになり、こちらは代理人を立てず、一人一人自分で調停に臨むことになり、組合の役員である伊東司法書士を講師にして調停の学習会を6月22日(土)に川西総合センターで開きました。

質問に丁寧に回答

伊東司法書士から調停の仕組み、調停に出る準備するもの、調停の心得など講演していただき、質疑応答では、①、相手と顔を合わせないかの問いに、調停所には相手側と申立人との控室が別になりそれは無い。

④、調停は何回位か、その間隔はどれ位かの問いに、回数は決められていません、間隔は約1ヶ月か1ヶ月半位です。
⑤、話がまとまらなければどうなりますかの問いに、それは不調になり、調停は終わります。
⑥、調停が終わればどうなりますかの問いに、約2週間後に本裁判になります。
⑦、本裁判は本人で出ますかの問いに、裁判になると口頭での話ではなく、文書を出すことになるので難しくなります。
⑧、依頼しなければなりません。
⑨、弁護士に頼むのにお金の問題ですけどの問いに、お金が支払えない人には法テラスというところで弁護士を付け弁護士費用を立替で支払は分割(利息なし)です。

関西ブロック会議報告

6月17日、京都借地借家人組合連合会事務所で大借連、京借連、兵借連からは田中組合長、和田副組合長、大塚事務局長が参加して開かれました。最初に全借連細谷事務局長から発言があり、6月12日開かれた「住まいは人権デー院内集会」の報告。
1、セーフティネット法が2017年10月(住宅確保要配慮者)に改訂され、制度の抜本的な改善
2、公営住宅をはじめ借上げ公営住宅を含めた供給増を!
参加組合から報告
京借連
家賃補助署名は個人・団体署名の到達を報告、さらに労働組合や民医連など団体に申し入れる。
組織拡大では、相談が解決すれば退会者あり、宣伝を考えている。
ブログ(インターネット)を充実し、京借連総会・全借連総会の成功を目指します。
大借連
家賃補助署名は郵送で協力を呼び掛けている。相談は46件と増えている。震災を口実に立退き通知されている。府下全域から相談あり、世話役をする人が求められると発言。
兵借連
家賃補助署名は、個人署名1300筆、団体署名17筆を報告。公・私立保育所に協力要請を行い、これに応えて新たに協力してくれた保育所もありました。
組合目標2000筆達成に向け頑張ります。拡大では、組合員が10年連続増勢の要因としては、組合員と役員、議員、インターネット、民主団体からの紹介で75%の組合員を増やしていることを報告。

新入会者紹介

5月以後の入会者は9名(入会者省略)

主な活動日誌

- 6月
- 10日 役員会開催
- 11日 高野洋介さん入会
- 14日 篠原真理子さん敷金返還
- 16日 西宮民商総会
- 17日 日高忠則第1回家賃値上げ調停開く
- 18日 街頭宣伝
- 22日 立退き相談 射場さん入会
- 22日 湊・花木打合せ
- 23日 川西相談会・尼崎民商定期総会
- 24日 定期借家相談 叶岡さん入会
- 26日 臨時役員会
- 7月
- 5日 役員会開催
- 9日 玉城、宮本、篠原各氏と戸別相談
- 10日 谷口・平野各氏と打合わせ
- 11日 川西立退第1回調停(個人対応)



台所のスポンジ、たわし、金たわしなどの洗い方、鍋に小麦粉と小さくなった石鹸を削って入れ沸騰さすと綺麗になります。